

額がマイナス3億2394万2713円，納付すべき税額がマイナス815万5293円を超える部分並びに同所得税及び復興特別所得税に係る過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

3 市川税務署長が第1審原告に対し平成29年12月26日付けでした第1審原告の平成23年分の所得税の更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

4 市川税務署長が第1審原告に対し平成29年12月26日付けでした第1審原告の平成24年分の所得税の更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

第2 事案の概要（以下，略称は原判決の例による。）

1 競走馬保有の事業を個人で営む第1審原告は，XXXXXXXXXX（本件会社。代表取締役は第1審原告。XXXXXXXXXX清算終了）に対する貸付金の貸倒損失が生じたとして，①平成26年分の所得税等の確定申告（青色申告）において当該貸倒損失を事業所得の計算上必要経費に算入し，②平成23年分及び平成24年分の所得税につき，本件会社に対する貸付金の放棄による貸倒損失があったことを理由に更正の請求をした。市川税務署長（処分行政庁）は，本件会社に対する貸付金の貸倒損失は必要経費に算入できないとして，①の所得税等につき更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をし，②の更正の各請求についても更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。本件は，第1審原告が，更正処分（申告額を超える部分），過少申告加算税賦課決定処分及び通知処分の取消しを求める事案である。

2 原判決は，第1審原告の請求を全部棄却した。第1審原告は，原判決の全部を不服として控訴した。

3 法令の定め，前提事実，争点及び当事者の主張は，原判決10頁6行目の「本件貸倒金」を「本件貸付金」に改めるほかは，原判決「事実及び理由」中の第2の1から3までに記載のとおりであるから，これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、第1審原告の請求は全部理由がないと判断する。その理由は、後記2のとおり当裁判所の補足的判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当裁判所の補足的判断

仮に数十年前においては第1審原告又はその先代の個人馬主事業と本件会社の事業が一体となってオーナーブリーダー事業と評価できる実態があったとしても、本件で問題となる本件会社の清算結了（XXXXXXXXXX）からその5年程度前までの期間については、そのような実態があったというには無理がある。

本件会社は、平成21年以降は、収入が第1審原告からの預託料収入約3000万円内外のみとなり、所有馬も消滅したため賞金収入も期待できず、経常収支は年間1000万円以上の赤字が常態となり、第1審原告からの借入金元本を数億円抱え、債権放棄を受けなければ元本が増加し続けるという状態から脱することができず、バランスシートは常に約3億円の債務超過という状態に陥った（甲54、乙6～10）。本件会社は、このような状況下で、毎年第1審原告からの新たな貸付けを受けて、その元本残高が毎年1000万円前後増加し続けるため、平成23年9月期に1900万円の債権放棄、平成24年9月期に1400万円の債権放棄をそれぞれ第1審原告から受け、平成26年9月期の清算結了時には、約3億5000万円の貸倒損失を第1審原告に生じさせた。このような経緯を見ると、前記の債権放棄や清算結了による貸倒損失が、利益の源泉としての費用（第1審原告の過去又は将来の個人事業に利益をもたらすポテンシャルを秘めた費用）であったとみるには、無理があるというほかはないところである。

第4 結論

以上によれば、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文の

とおりに判決する。

東京高等裁判所第11民事部

5
裁判長裁判官

野山 宏 

野 山 宏

10
裁判官

原克也 

原 克 也

裁判官

土屋 毅 

土 屋 毅

東京高等裁判所

これは正本である。

令和3年2月10日

東京高等裁判所第11民事部

裁判所書記官 高橋 広子

